



県 章

滋賀県公報

平成 30 年（2018 年）
8 月 17 日
第 4 4 7 5 号
金 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

目 次

○ 公 告

平成30年度滋賀県育児休業代替任期付職員（一般事務）および配偶者同行休業代替任期付職員（一般事務）採用候補者登録試験実施公告（人事課）.....	1
指定管理者公募公告（県民活動生活課、スポーツ局）.....	3

○ 土 木 事 務 所 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（東近江）.....	6
-----------------------------------	---

公 告

平成30年度滋賀県育児休業代替任期付職員（一般事務）および配偶者同行休業代替任期付職員（一般事務）採用候補者登録試験実施公告

平成30年度滋賀県育児休業代替任期付職員（一般事務）および配偶者同行休業代替任期付職員（一般事務）採用候補者登録試験を次のとおり行います。

平成30年 8 月 17 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

1 試験区分および登録予定人員 一般事務 15人程度

2 受験資格

(1) 年齢 平成13年 4 月 1 日以前に生まれた者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 成年被後見人または被保佐人（準禁治産者を含む。）

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

オ 現に滋賀県育児休業代替任期付職員等採用候補者登録名簿に登録されている者のうち当該登録の有効期間の満了する日が、平成31年 4 月 1 日以降の者

3 登録試験

(1) 日時および場所

第 1 日 教養試験

日時 平成30年 9 月 16 日（日） 9 時 30 分（集合時間 9 時 15 分）から正午頃まで

場所 滋賀県庁東館 7 階大会議室（大津市京町四丁目 1 番 1 号）

第 2 日 口述試験

日時 平成30年 9 月 23 日（日）

場所 大津市内

※ 第 2 日に実施する口述試験は、教養試験の成績上位者についてのみ行います。

※ 第 2 日の集合時間および集合場所の詳細は、該当者宛て通知します。

(2) 方法 高校卒業程度で、次の方法により行います。

ア 教養試験 択一式により、公務員として必要な国語、社会、数学、理科等に関する知識および文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等に関する能力について筆記試験を行います。

イ 口述試験 集団討論による試験を行います。

※ 使用できる時計は、計時機能だけのものに限り（携帯電話等の使用はできません。）。

※ 筆記用具(HBの鉛筆等と消しゴム)を持参してください。

(3) 結果発表 平成30年9月下旬に合格者宛て通知します。

4 受験手続および受付期間

(1) 出願票を持参し、または郵送する場合

ア 必要書類等

(ア) 出願時に必要な書類等

a 出願票 1人1通(所定の用紙)

※ 用紙は、滋賀県総務部人事課で交付します。滋賀県のホームページからもダウンロードできます。

b 郵便はがき 1人1枚(宛先として住所、氏名および郵便番号を記入すること。)

※ 受験番号等の通知に使用します。

(イ) 教養試験受験時に必要な書類等

a 履歴書 1人1通(所定の用紙)

※ 用紙は、出願票と同時に交付します。

b 写真 1人1枚(最近6か月以内に撮影したものを履歴書に貼ること。)

c 受験番号通知 1人1通

※ 受付期間終了後、出願時に提出された郵便はがきを用いて受験番号等を通知します。平成30年9月12日(水)までに到着しない場合は、滋賀県総務部人事課に連絡してください。

イ 提出先 滋賀県総務部人事課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3153

※ 持参または郵送により提出するのは、ア(ア)出願時に必要な書類等です。ア(イ)教養試験受験時に必要な書類等については、教養試験日に会場に持参してください。

ウ 受付期間 平成30年8月17日(金)から平成30年9月6日(木)までの執務時間中に受け付けます。

郵送の場合は、平成30年9月4日(火)までの消印があるものに限り受け付けます(必ず簡易書留により送付してください。)

(2) インターネットにより申し込む場合

ア 申込手続 申込画面上の注意事項に従って申し込んでください。

『しがネット受付』ホームページアドレス

https://s-kantan.com/pref-shiga-u/offer/offerList_initDisplay.action

※ エクセルファイルをダウンロードして出願票を作成する必要があります。

※ 申込完了および受験番号は、メールで通知します。

※ 出願票および受験番号を通知するメールを印刷する必要があります。

イ 受付期間 平成30年8月17日(金)正午から平成30年9月4日(火)17時まで(システムの管理運営上の都合により変更する場合があります。)

ウ 教養試験受験時に必要な書類等

(ア) 出願票 1人1通(申込時に作成した出願票の氏名欄を消去して印刷し、氏名を自署すること。)

(イ) 履歴書 1人1通(様式は、『しがネット受付』の画面からダウンロードすること。)

(ウ) 写真 1人1枚(最近6か月以内に撮影したものを履歴書に貼ること。)

(エ) 受験番号通知 1人1通(受験番号を通知するメールを印刷したもの)

※ 受験番号を通知するメールは、平成30年9月10日(月)以降に順次送信します(申込みの直後に自動送信される申込完了メールとは異なります。)

※ 平成30年9月12日(水)までに受験番号を通知するメールが届かない場合は、滋賀県総務部人事課に連絡してください。

電話 滋賀県総務部人事課 077-528-3153

5 採用候補者登録試験合格後採用されるまで

(1) 採用候補者登録試験の合格者は、育休代替任期付職員等採用候補者登録名簿に登録されます。職員の育児休業または配偶者同行休業の状況により、希望勤務地等を考慮のうえ選抜された方については、滋賀県人事委員会が実施する選考を受けていただき、合格後、採用されます。

(2) 選考の方法は、口述試験(主として人物についての面接試験)等ですが、詳しくは、該当者に対して文書でお知らせします。

(3) 採用候補者登録名簿の登録有効期間は、原則として、平成31年4月1日から平成34年3月31日までですが、場合により平成31年4月1日前に採用候補者登録名簿に登録されることがあります。その場合は、登録日より3年

間が登録有効期間となります。

- (4) 当初の任期終了後も、採用候補者登録名簿の登録有効期間中は、再度採用される場合があります。

6 勤務の条件

- (1) 任期 育児休業または配偶者同行休業をする職員の育児休業等期間を任用の期間の限度として任期を定めて採用します(概ね10か月以上3年未満)。
- (2) 勤務先および職務内容 知事部局の本庁各課または地方機関、各行政委員会事務局等で一般行政事務に従事します。
- (3) 給与等 給料は、月額162,862円(高校卒、地域手当を含む。)で、その他に扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に基づき支給されます。また、経歴その他に応じて、上記の額に一定の額が加算されます。

なお、この額は、平成30年4月1日現在のものです。

7 日本国籍を有しない者の任用

- (1) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。
- (2) 日本国籍を有しない者は、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

8 その他

- (1) 育児休業代替任期付職員および配偶者同行休業代替任期付職員への採用は、滋賀県職員(任期の定めのないもの)への採用と無関係であり、当該採用の際に一切優先されるものではありません。
- (2) 育児休業代替任期付職員および配偶者同行休業代替任期付職員は、原則として任用期間中人事異動はありませんが、勤務している所属の改廃があった場合等は人事異動する場合があります。

指定管理者公募公告

滋賀県立県民交流センターについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を公募するので、次のとおり公告する。

平成30年8月17日

滋賀県知事 三日月 大造

1 指定管理者を公募する施設の概要

- (1) 名称 滋賀県立県民交流センター(以下「県民交流センター」という。)
- (2) 所在地 大津市におの浜一丁目1番20号
- (3) 施設の設置の目的 生き生きとした地域づくりを目指して、社会貢献活動その他の様々な分野における自発的な活動に参加する県民が集い、交流するための施設として設置する。

2 指定管理者が行う業務

- (1) 滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例(平成10年滋賀県条例第35号)第2条に規定する県民交流センターが行う業務
- (2) 県民交流センターの施設および設備の維持管理に関する業務
- (3) (1)および(2)に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

3 指定の期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

4 指定の基準

- (1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が県民交流センターの効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 事業計画の内容が県民交流センターの管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。

5 申請の手続

- (1) 受付期間および受付方法 平成30年8月17日(金)から平成30年10月1日(月)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)に郵送または持参すること。なお、郵送の場合は、書留とし、平成30年10月1日(月)午後5時必着とする。

- (2) 受付場所 滋賀県県民生活部県民活動生活課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3419

6 募集要項の配布

- (1) 配布期間 平成30年8月17日(金)から平成30年10月1日(月)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 配布場所 5(2)に示す場所
- 7 現地説明会 平成30年9月3日(月)に県民交流センターにおいて現地説明会を行う。
- 8 その他 詳細は、募集要項による。

指定管理者公募公告

滋賀県立彦根総合運動場について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を公募するので、次のとおり公告する。

平成30年8月17日

滋賀県知事 三日月 大造

1 指定管理者を公募する施設の概要

- (1) 名称 滋賀県立彦根総合運動場(以下「総合運動場」という。)
- (2) 所在地 彦根市松原町3028
- (3) 施設の設置の目的 県民の心身の健全な発達と体育・スポーツの普及振興を図ること。

2 指定管理者が行う業務

- (1) 滋賀県立彦根総合運動場の設置および管理に関する条例(昭和44年滋賀県条例第43号)第2条各号に掲げる総合運動場が行う業務
- (2) 総合運動場の施設および設備の維持管理に関する業務
- (3) (1)および(2)に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

3 指定の期間 平成31年4月1日から平成33年3月31日まで

4 指定の基準

- (1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が総合運動場の効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 事業計画の内容が総合運動場の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。

5 申請の手続

- (1) 受付期間および受付方法 平成30年8月17日(金)から平成30年10月1日(月)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)に申請書類を持参または郵送すること。郵送の場合は、書留郵便によるものとし、平成30年10月1日(月)午後5時必着とする。なお、電子メール、FAXでの提出は認めない。
- (2) 受付場所 滋賀県庁新館3階 滋賀県県民生活部スポーツ局管理係 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3361

6 募集要項の配布

- (1) 配布期間 平成30年8月17日(金)から平成30年10月1日(月)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 配布場所 5(2)に示す場所

7 現地説明会 平成30年9月5日(水)午前10時から、総合運動場において現地説明会を行う。

8 その他 詳細は、募集要項による。

指定管理者公募公告

滋賀県立体育館および滋賀県立武道館について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を公募するので、次のとおり公告する。

平成30年8月17日

滋賀県知事 三日月 大造

1 指定管理者を公募する施設の概要

- (1) 名称 滋賀県立体育館(以下「体育館」という。)および滋賀県立武道館(以下「武道館」という。)
- (2) 所在地
 - ア 体育館 大津市におの浜四丁目2-12
 - イ 武道館 大津市におの浜四丁目2-15

- (3) 施設の設置の目的 県民の心身の健全な発達と体育・スポーツの普及振興を図ること。
- 2 指定管理者が行う業務
 - (1) 滋賀県立体育館の設置および管理に関する条例(昭和45年滋賀県条例第57号)第2条各号に掲げる体育館が行う業務および滋賀県立武道館の設置および管理に関する条例(平成5年滋賀県条例第19号)第2条各号に掲げる武道館が行う業務
 - (2) 体育館および武道館の施設および設備の維持管理に関する業務
 - (3) (1)および(2)に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務
- 3 指定の期間 平成31年4月1日から平成37年3月31日まで
- 4 指定の基準
 - (1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。
 - (2) 事業計画の内容が体育館および武道館の効用を最大限に発揮させるものであること。
 - (3) 事業計画の内容が体育館および武道館の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
 - (4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。
- 5 申請の手続
 - (1) 受付期間および受付方法 平成30年8月17日(金)から平成30年10月1日(月)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)に申請書類を持参または郵送すること。郵送の場合は、書留郵便によるものとし、平成30年10月1日(月)午後5時必着とする。なお、電子メールおよびFAXでの提出は認めない。
 - (2) 受付場所 滋賀県庁新館3階 滋賀県県民生活部スポーツ局管理係 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3361
- 6 募集要項の配布
 - (1) 配布期間 平成30年8月17日(金)から平成30年10月1日(月)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)
 - (2) 配布場所 5(2)に示す場所
- 7 現地説明会 平成30年9月6日(木)午前10時から、体育館および武道館において現地説明会を行う。
- 8 その他 詳細は、募集要項による。

指定管理者公募公告

滋賀県立長浜ドーム(宿泊研修館を除く。)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を公募するので、次のとおり公告する。

平成30年8月17日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定管理者を公募する施設の概要
 - (1) 名称 滋賀県立長浜ドーム(宿泊研修館を除く。以下「長浜ドーム」という。)
 - (2) 所在地 長浜市田村町1320
 - (3) 施設の設置の目的 県民の心身の健全な発達と体育・スポーツの普及振興を図ること。
- 2 指定管理者が行う業務
 - (1) 滋賀県立長浜ドームの設置および管理に関する条例(平成4年滋賀県条例第24号)第2条各号に掲げる長浜ドームが行う業務
 - (2) 長浜ドームの施設および設備の維持管理に関する業務
 - (3) (1)および(2)に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務
- 3 指定の期間 平成31年4月1日から平成37年3月31日まで
- 4 指定の基準
 - (1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。
 - (2) 事業計画の内容が長浜ドームの効用を最大限に発揮させるものであること。
 - (3) 事業計画の内容が長浜ドームの管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
 - (4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。
- 5 申請の手続
 - (1) 受付期間および受付方法 平成30年8月17日(金)から平成30年10月1日(月)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)に申請書類を持参または郵

送すること。郵送の場合は、書留郵便によるものとし、平成30年10月1日(月)午後5時必着とする。なお、電子メール、FAXでの提出は認めない。

- (2) 受付場所 滋賀県庁新館3階 滋賀県県民生活部スポーツ局管理係 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3361

6 募集要項の配布

- (1) 配布期間 平成30年8月17日(金)から平成30年10月1日(月)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)

- (2) 配布場所 5(2)に示す場所

7 現地説明会 平成30年9月5日(水)午後2時から、長浜ドームにおいて現地説明会を行う。

8 その他 詳細は、募集要項による。

土木事務所公告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

平成30年8月17日

滋賀県東近江土木事務所長 平 林 光 彦

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
京都府京都市右京区西院月双町105番地グリシーヌ京都西京極407号 山本広潤	蒲生郡竜王町大字小口字里内184番2、184番1の一部	417.42㎡	平成30.8.7	000526